



暮らしの便利帳

白川町

シラカワチョウ



白川町で暮らす

白川町は、岐阜県の中央東寄りにあり、森林が約 90%を占め、急峻な山々から流れる 5つの川沿いに集落が点在しています。雪は比較的少ない地域になりますが、冬季は路面の凍結などがあります。

昭和の大合併によって、5つの村が合併してできた白川町は、それぞれに個性と歴史がある地域から成り立っています。



白川地区以外には、役場の出張所があり各種手続きを行う事ができます。
※手続きについては、暮らしの便利帳の内容をご確認ください。

- 各地区にはいくつかの自治協議会に分かれていて、自治協議会は更に小さな自治会という単位に分かれています。
- 住民は自治会に所属して、お祭りや奉仕作業などの共同作業を通じて自治会を維持しています。自治会には更に組や班という単位の共同組織があり、様々な「役」を住民の中で持ち合って生活をしています。
- 地域での共同生活を行うために、どこの自治会でも自治会費などの負担金を徴収しており、地域ごとの行事によって金額もそれぞれです。

目次

※各地区ふれあいセンター（出張所）でも行える
手続きに  がついています。

暮らしの手続き

住民票に関する届出 P6

印鑑登録、戸籍に関する届出 P7

戸籍交付手数料、パスポート手続き P8

軽自動車など、臨時運行許可 P9

保険と年金

国民健康保険、後期高齢者医療制度 P10

介護保険、国民年金 P11

福祉医療制度、福祉医療費助成 P12

教育・福祉

小・中学校 P13

就学補助制度 P14

保育園・乳幼児施設、妊産婦・乳幼児支援 P15

おとなの方の健診・相談 P16

医療等助成 P17

住まいと環境

公共交通、ごみ・暮らし、水道 P18

農地、補助制度、森林に関する届出、空き家 P19

環境支援 P20

公共施設など

各地区ふれあいセンター、医療施設、公共交通等 P21

知っておいたら便利な情報

生活に必要なお問い合わせ先 P22

ライフサイクル INDEX



出生

- ☐ 出生届 P7
- ☐ 国民健康保険 P10
- ☐ 妊産婦・乳幼児支援 P15

育児

- ☐ 福祉医療制度 P12
- ☐ 福祉医療費助成 P12
- ☐ 保育園 P15
- ☐ 妊産婦・乳幼児支援 P15

教育

- ☐ 小・中学校 P13
- ☐ 就学補助制度 P14
- ☐ 公共交通 P18

成人

- ☐ 国民健康保険 P10
- ☐ 国民年金 P11
- ☐ 健診・相談 P16,17

引越しに関する届出

- ☐ 転入届 P6
- ☐ 転出届 P6
- ☐ 転居届 P6
- ☐ 国民健康保険 P10
- ☐ 後期高齢者医療制度 P10
- ☐ 介護保険 P11
- ☐ 国民年金 P11
- ☐ 小・中学校 P13
- ☐ 水道 P18
- ☐ 生活に必要なお問い合わせ先 P22

その他

- ☐ 転籍届 P6
- ☐ 印鑑登録 P6
- ☐ 戸籍の交付手数料 P8
- ☐ パスポートの手続き P8
- ☐ 軽自動車など P9
- ☐ 農地 P19
- ☐ 補助制度 P19
- ☐ 森林に関する届出 P19
- ☐ 空き家 P19



結婚

- ☐ 住民登録 P6
- ☐ 戸籍 P7
- ☐ 婚姻届 P7
- ☐ 国民健康保険 P10
- ☐ 国民年金 P11
- ☐ 離婚届 P7

生活

- ☐ 国民健康保険 P10
- ☐ 国民年金 P11
- ☐ 公共交通 P18
- ☐ ごみ P18
- ☐ 水道 P18
- ☐ 環境支援 P20
- ☐ 公共施設など P21
- ☐ 生活に必要なお問い合わせ先 P22

老後

- ☐ 後期高齢者医療制度 P10
- ☐ 介護保険 P11
- ☐ 国民年金 P11
- ☐ 福祉医療制度 P12
- ☐ 健診・相談 P16,17
- ☐ 死亡届 P7

ハローワーク

- ☐ 求人情報は移住・交流サポートセンターに置いてあります。(P22参照)
また、毎月第3金曜日に役場本庁で出張ハローワークも行っています。
- ☐ 農業を始めたい方…農林課で相談してください。

※各地区ふれあいセンター（出張所）でも行える
手続きに  がついています。

住民票に関する届出・証明書

問 町民課 住民係 ☎72-1311（内線：121.122.123）

○届出

届出の種類	いつ	だれが	必要な物
転入届 	他の市町村から白川町に住所を移したとき ※障害者手帳をお持ちの方は、住所地変更の手続きがあります。 ※従前地で児童手当を受給していた方は認定請求手続きが必要です。	本人又は世帯主 ※転入した日から数えて 14 日以内	・前住所地の市町村が発行した転出証明書 ・届出人の認印 ・在留カード（外国人の方） ・マイナンバーカード（券面事項の変更に必要） ・障害者手帳 ・自立支援受給者証（お持ちの方） ※年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証など
転出届 	白川町から他の市町村に住所を移すとき ※児童手当などを受給していた方については、受給資格消滅届などの手続きをしていただきます。	本人又は世帯主 ※転出予定日前 14 日以内から手続きできます。	・転出先の住所 ・届出人の認印 ・印鑑登録証 ・在留カード（外国人の方） ※国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、通帳、各種医療受給者証など
転居届 	町内で住所が変わったとき ※障害者手帳をお持ちの方は、住所地変更の手続きがあります。	本人又は世帯主 ※転居した日から数えて 14 日以内	・届出人の認印 ・在留カード（外国人の方） ・マイナンバーカード（券面事項の変更に必要） ・障害者手帳 ・自立支援受給者証（お持ちの方） ※国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証など
転籍届 	本籍を変えるとき	戸籍筆頭者、配偶者	・戸籍謄本（町内で転籍の場合は不要です） ・夫婦両方の認印

※転入届、転居届はふれあいセンターでも手続きできますが、マイナンバー関係は一部本庁のみ

印鑑登録に関する届出

問 町民課 住民係 ☎72-1311（内線：121.122.123）

○印鑑登録

種類	必要な物	
印鑑登録 	登録する印鑑	
印鑑登録証・ 登録印をなくし たとき、変更し たとき 	登録する印鑑	申請は原則、本人しかできません。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
代理人が登録す るとき 	登録する印鑑 代理人の認印	本人へ郵送により照会し、回答書を持参いただいてから交付となります。

※世帯内で同じ印鑑や印影が似ている印鑑は登録できません。

※15歳未満の方は登録できません。

※他市町村へ転出すると無効となります。

戸籍に関する届出

問 町民課 住民係 ☎72-1311（内線：121.122.123）

○届出書

種類	いつ	だれが	必要な物
婚姻届 	結婚するとき	夫と妻 ※証人（成年者） 2名の署名押印が必要	・戸籍謄本（本籍地以外で届出をする場合に必要） ・夫婦両方の認印（旧姓） ・マイナンバーカード
出生届 	子どもが生まれたとき ※出生日から数えて 14日以内	届出の優先順位 ①父又は母 ②同居人 ③出産に立ち会った医師・助産師など	・出生証明書 ・健康保険証 ・届出人の認印 ・母子健康手帳
離婚届 	離婚するとき ※18歳未満のお子さん がいる方は、児童扶養 手当の受給手続きを行っ てください。（児童扶養手 当は、所得制限がありま す）	夫と妻 ※協議離婚の場合、 証人（成年者）2名の 署名押印が必要で す	・戸籍謄本（本籍地以外で届出する場合に必要） ・夫婦両方の認印 ・裁判離婚の場合は届出人の認印と裁判の謄本と確定証明書（確定日から10日以内に届出） ・マイナンバーカード（氏が変わる場合に必要）
死亡届 	死亡したとき（妊娠 4ヶ月以上の死産を含 む） ※死亡の事実を知っ た日から7日以内	届出の優先順位 ①同居の親族 ②同居していない親族 ③家主、地主、家屋・ 土地管理人	・死亡診断書又は死体検案書 ・届出人の認印 ・火葬場使用料（町民の場合10,000円） ・障害者手帳、自立支援医療受給者証（お持ちだった方）

※出生、婚姻、死亡など戸籍の届出は、閉庁時でも本庁、時間外窓口で書類の受け取りのみ可能です。

戸籍の交付手数料

(納税、所得、評価、課税) 証明書については

問 町民課 住民係 ☎72-1311 (内線: 121.122.123)

〃 税務係 (内線: 125.126.127)

証明書	手数料	申請できる方	その他
全部 (一部) 記載事項証明 (戸籍謄本・抄本) 	450 円	本人、配偶者、直系親族、代理人又は利害関係者	戸籍の証明や身分証明書は、本籍地でしか交付できません。左記の申請できる方でも委任状が必要な場合があります。
改製原戸籍謄 (抄) 本	750 円		
除籍謄 (抄) 本 			
戸籍届出書受理証明書 	350 円		
戸籍記載事項証明書 	350 円	本人、同じ世帯にいる方、代理人又は利害関係者	※代理人 (同居家族を含む) の場合は委任状が必要です。
住民票の写し 	300 円		
住民票記載事項証明書 	300 円		
戸籍の附票の写し 	300 円		
身分証明書 	300 円	本人又は代理人	必要な方の印鑑登録証 (カード)
印鑑登録証明書 	300 円	印鑑登録証 (カード) を持参された方	
納税証明書 	300 円	本人、相続人又は同じ世帯にいる方	評価証明書は 5 筆まで 300 円以降 5 筆ごとに 150 円加算。登記用 (法務局提出用) の評価証明書 (評価通知) は無料。
所得証明書 			
評価証明書 			
課税証明書 			

パスポートの手続き

問 町民課 住民係 ☎72-1311 (内線: 121.122.123)

こんなとき	必要なもの
パスポートの申請や切替をするとき	・戸籍謄本、写真 1 枚、パスポート (作成された事がある方) ※受領時 収入印紙、県証紙 (出納室で購入できます。)
結婚などにより氏名や本籍の県名に変更があったとき	・戸籍謄本、写真 1 枚、パスポート ※受領時 収入印紙、県証紙 (出納室で購入できます。)
パスポート査証欄を追加したいとき	パスポート ※受領時 収入印紙、県証紙 (出納室で購入できます。)

※ふれあいセンターでは、申請書・記入例は渡せますが、申請はできません。

軽自動車など

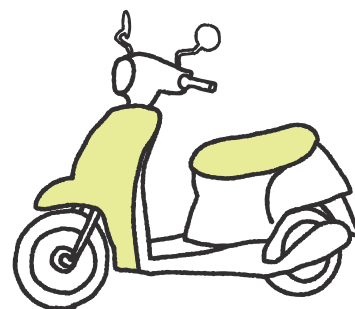
問 町民課 税務係 ☎72-1311（内線：124.125.126.127）

こんなとき	必要なもの	届出人
原動機付自動車 などを登録する とき 	・購入の場合：販売証明書 ・譲受の場合：譲渡証明書 ※他市町村で登録している（していた）車両を 新たに白川町ナンバーとして登録する場合は、 追加の書類が必要となる場合がありますので、 別途お問合せください。	本人又は代理人（身分証明書が必要です。）
原動機付自転車 などを廃車する とき 	・ナンバープレート	

臨時運行許可

問 町民課 住民係 ☎72-1311（内線：121.122.123）

こんなとき	必要なもの	届出人
臨時運行許可を 受けるとき	・本人及び代理人の認印 ・対象自動車を特定できる書類（譲渡証明書・ 販売証明書・廃車証明書・自動車検査証） ・自動車損害賠償責任保険証 ・手数料	本人又は代理人 （身分証明書が必要です。）



国民健康保険

問 町民課 住民係 ☎72-1311(内線：121.122.123)

こんなとき		必要なもの
加入	他の市町村から転入したとき 	・届出人の認印
	他の健康保険などを脱退したとき 	・健康保険の資格喪失証明書など、届出人の認印
	子どもが生まれたとき 	・保険証、届出人の認印
その他	住所・世帯主などが変わったとき 	・保険証、届出人の認印
	保険証を紛失または汚して再発行するとき	・本人確認ができるもの
脱退	他の市町村へ転出するとき 	・保険証、届出人の認印
	他の健康保険に加入したとき 	・国民健康保険証、他の健康保険の保険証又は届出人の認印
	死亡したとき 	・保険証、届出人の認印、葬祭執行者の預金通帳

※出張所では手続きを行っても、一部即日発行できないものがあります（限度額認定証等）

後期高齢者医療制度

問 保健福祉課 福祉係 ☎72-1311（内線：365.366）

こんなとき	必要なもの
県外に転出するとき 	・保険証
県外から転入するとき	・保険証、負担区分等証明書、障害認定証明書、職場の健康保険などの被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書
県内で住所が変わるとき 	・保険証 ※負担区分証明書は町民会館内保健福祉課で
死亡したとき 	・保険証、葬祭執行者の預金通帳 葬儀を行った場合は、その事実がわかるもの（会葬礼状など）
高額療養費を受けるとき 	・支給申請のお知らせ（申請書） 保険証、預金通帳
医師の指導によりコルセットなどの補装具を作ったとき 	・保険証、医師の証明書、補装具の領収書、預金通帳 ※上記のほか、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は併せて持参ください。

介護保険

問 保健福祉課 福祉係 ☎72-1311（内線：365.366）

こんなとき	必要なもの
介護認定を受けるとき	
65 歳以上の方	・ 介護保険証、通知カード又はマイナンバーカード
40 歳以上 65 歳未満の方（特定疾病に該当する方）	・ 健康保険証、通知カード又はマイナンバーカード
転入したとき 	・ 前住所地の市町村が発行した介護保険資格者証又は介護保険受給資格者証
転入・転出・転居・死亡したとき 	・ 介護保険証

※介護認定を受けている方は別途町民会館内保健福祉課での手続きが必要となります。

国民年金

問 町民課 住民係 ☎72-1311（内線：121.122.123）

こんなとき	必要なもの
厚生年金や共済年金のある会社などを退職したとき 	・ 社会保険の資格喪失証明書、年金手帳
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養にされなくなったとき 	・ 年金手帳、離職などの日が分かるもの
年金を受給するとき（65 歳になったとき） 	・ 年金手帳、戸籍謄本、預金通帳など ※国民年金のみの方（厚生年金の加入期間がある方は手続きできません。）
年金を受給している方が死亡したとき 	・ 死亡者の年金証書、請求書の預金通帳、請求者の戸籍謄（抄）本など
所得が少なく保険料の納付が困難なとき  ①保険料免除制度 ②納付猶予制度（50 歳未満） ③学生納付特例制度	※退職したことにより保険料の納付が困難なときは、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票のコピーなどが必要です。

対象者	内容	必要なもの
子ども医療 18歳に達する以後の最初の3月31日までの方（ただし、高校生は住所が白川にあり、保護者などに扶養されている方）	・岐阜県内の受診の場合、保険診療分の医療費の負担なし ・県外受診の場合、一旦窓口で医療費をご負担いただき、申請後に保険診療分の自己負担を助成 ・入院時の食事の負担分は、一旦窓口でご負担いただき、申請後に食事負担分を助成	・健康保険証（高校生は在学証明書または学生手帳）
重度心身障害者医療（所得制限があります） ・身体障害者手帳を所持している方で1～3級に該当する方 ・戦傷病者手帳特別項症から第4項症までで身体障害者手帳4級に該当する方 ・療育手帳を所持している方で、A～B1に該当する方 ・精神保健福祉手帳を所持している方で1～3級に該当する方	・岐阜県内の受診の場合、保険診療分の医療費の負担なし ・県外受診の場合、一旦窓口で医療費をご負担いただき、申請後に保険診療分の自己負担を助成	・健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、戦傷病者手帳、所得課税証明書（転入の方）
ひとり親家庭等医療（所得制限があります） ・ひとり親家庭等であり、子どもの年齢が18歳に達する以後の最初の3月31日までの方	・岐阜県内の受診の場合、保険診療分の医療費の負担なし ・県外受診の場合、一旦窓口で医療費をご負担いただき、申請後に保険診療分の自己負担を助成	・健康保険証、児童扶養手当証書、所得課税証明書（転入の方）

支援策	概要	対象
子ども医療費助成	子どもがケガをしたり病気になったとき、健康保険証を使って病院などで治療を受けるときの医療費を助成	次の要件を満たしている方 ・白川町に住所がある ・健康保険に加入している ・高校卒業まで（18歳に達する以後の最初の3月31日まで）であること
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・その他）の方にかかる医療費を助成。詳しくは白川町ホームページをご確認ください。	ひとり親家庭等であり、児童が18歳に達する以後の最初の3月31日までの方
重度心身障害者医療費助成	障害者手帳を所持している方にかかる医療費を助成。詳しくは白川町ホームページをご確認ください。	身体障害者手帳、療育手帳精神保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持している方で基準の等級に該当する方（所得制限があります。）

小・中学校

問 教育課 学校教育係 ☎72-1311（内線：331.332）

○白川町立小・中学校一覧表

・小学校

名称	電話番号
白川小学校	☎75-2120
蘇原小学校	☎73-1007
黒川小学校	☎77-1101
佐見小学校	☎76-2204

・中学校

名称	電話番号
白川中学校	☎72-1043
黒川中学校	☎77-1102



こんなとき	手続き
町外から白川町の小・中学校に転入するとき	1. 転校前の学校から転校に必要な書類を受け取る。 2. 住民異動（転入）手続きをした後、教育委員会で転入学手続きをする。 3. 上記 1. で受けとった書類を持参して新しい学校へ行く。
白川町の小・中学校から町外へ転出するとき	1. 転出先が決まったら、現在通学している学校に連絡する。 2. 現在通学している学校から転校に必要な書類を受けとる。 3. 住民異動（転出）手続きをした後、教育委員会で転学の手続きをする。 4. 転出先の市町村で住民異動（転入）手続きをする。 その際、上記 2. で受けとった書類を持参して、新しい学校への転学手続きの方法を尋ねる。
白川町内の小・中学校間で転校するとき	1. 転居先が決まったら、現在通学している学校に連絡する。 2. 教育委員会での転校の手続きをする。

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

就学補助制度

問 教育課 学校教育係 ☎72-1311（内線：331.332）

支援策	概要	対象
中学生遠距離通学費補助	片道6キロ以上の自転車通学者に対する支援（月額1,800円）	自転車通学生徒
要保護準要保護就学援助	経済的理由により就学困難な児童・生徒に給食費、学用品等を援助	要保護、準要保護児童・生徒
特別支援学校就学援助	特別支援学校に通学する児童・生徒に対する支援（月額3,000円）	特別支援学校通学児童・生徒
高等学校通学費補助	高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助（年額40,000円）	JR通学者

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。



保育園・乳幼児施設

問 教育課 子育て支援係 ☎72-1311（内線：333.334）

名称	電話番号
白川保育園	☎72-1156
白川北保育園	☎75-2101
蘇原保育園	☎73-1266
黒川保育園	☎77-1155
佐見保育園	☎76-2203
光の子保育園	☎72-2200
子育て支援センター	☎75-2336

妊産婦・乳幼児支援

問 保健福祉課 保健係 ☎72-1311（内線：361.362）

支援策	概要	対象
妊婦健診助成	14 回分助成	妊婦
産婦健診助成	2 回分助成	産婦
妊婦歯科健診助成	無料で歯科健診受診	妊婦
新生児聴覚検査費助成	AABR は 3,700 円 OAE は 1,500 円まで助成	新生児
妊婦・こどもインフル エンザ予防接種費用助成	上限 2,000 円 × 2 回まで (13 歳以上は 1 回) 助成	妊婦、 6 カ月～中学 3 年生
出産・子育て応援ギフト (伴走型相談支援)	妊娠届出時から出産、 子育て期の継続支援とともに、 妊娠届出後 50,000 円、 出産後 50,000 円を給付	妊婦、出生時の養育者
産後ケア事業	産後必要な方へ助産師 が訪問して支援を行います。 自己負担あり。	産婦
子育て世代包括支援セン ター	妊婦、出産、育児期の 相談支援を行います。 どんなことでもお気軽 にご連絡ください。	妊婦、育児中の方
乳幼児健診、乳幼児相談 (赤ちゃん相談)	乳児、1 歳 6 カ月、2 歳、 3 歳児健診があります。 赤ちゃん相談は、奇数 月にあります。	

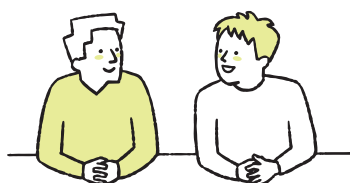
※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

おとなの方の健診・相談

問 保健福祉課 保健係 ☎72-1311（内線：361.362）

○おとなの方の健診・相談

支援策	概要	対象
各種がん検診（胃・大腸・肺・前立腺・乳・子宮） 骨粗しょう症	町民会館又は委託医療機関での受診。自己負担金は、検診によって異なります。	検診によって異なります。保健福祉課へお問い合わせください。
特定健診（国保の方）		
30 歳代健診	町民会館で受診。 自己負担金 500 円	30 歳代の方
歯科健診	指定医療機関で受診。 自己負担金 500 円	20.25.30.35.40.45 50.55.60.65.70 歳の方
後期高齢者健診 （おたっしや健診）	町民会館又は委託医療機関での受診。 自己負担 500 円	75 歳以上の方
後期高齢者口腔機能健診	指定医療機関で受診。 自己負担金 300 円	75 歳以上の方
結核レントゲン健診	町内を巡回します。 無料	65 歳以上の方
こころの健康相談	精神科相談員、保健師が相談に応じます。	相談希望者



○医療等助成

支援策	概要	対象
がん患者医療用補正具購入費助成	がん治療中（後）の方の医療用ウィッグ、乳房補正具の助成。 （各上限 20,000 円）	がんを治療中（後）の方 （対象補正具購入日から 1 年以内のもの）
人間ドッグ費用助成（国保の方）	人間ドッグ費用について半額（上限 15,000 円）まで助成。（がん検診などオプションは除く）	国保 40 歳から 74 歳の方
带状疱疹ワクチン接種助成 ※R5 年度新規	50 歳以上（自己負担額の上限は、ワクチンによって異なる）	50 歳以上の町民、生涯 1 回の助成 詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。
高齢者インフルエンザワクチン接種	希望される方は、町が定める時期（10 ～ 12 月を原則とする）に定められた医療機関で接種を受けます。自己負担金 1,500 円	満 65 歳以上の方と、60 ～ 64 歳で内部障害 1 級相当の方 詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。
高齢者肺炎球菌予防接種	右の対象の内希望される方で、過去に接種を受けたことがない方 自己負担金 3,000 円	年度初め年齢 65 歳の方（時限的に 70・75・80・85・90・95・100 歳の方も対象とする）詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。



公共交通

問 企画課 企画係 ☎72-1311（内線：232）

おでかけしらかわ・ひがししらかわ の利用の仕方	・バスの利用方法は白川町コミュニティバス センター☎74-1001 へお問い合わせください。
JR 定期券、切符等販売	白川口駅でお求めください。 注）クレジットカードはご利用できません。 ※白川口駅窓口ではお電話によるお問合せに対応して おりません。

ごみ・暮らし

問 建設環境課 環境係 ☎72-1311（内線：266.267）

可燃ごみ（全域）	毎週 月・水・金曜日（年末・年始除く）
不燃ごみ（ガラス類・金物類・ 資源ごみ等） ペットボトル・トレイ・蛍光灯・ 陶器類等	収集日は、役場等で配布されている 「家庭ごみ収集日程表」をご確認ください。

※収集日の午前 8 時 30 分までに必ずお出してください。

※ごみ袋等はふれあいセンター他で販売しています。

町営住宅	・広報誌や町ホームページなどで入居者の募集を行います。※空き状況は環境係へご確認ください。 ・収入基準等、書類審査を行います。 ・選考基準に基づき入居者の選考を行います。入居資格に適合していれば入居の決定をします。 ・入居決定者には入居説明、鍵等の引き渡しを行います。 ・入居の許可をされた日から 15 日以内に入居
------	--

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

水道

問 建設環境課 水道係 ☎72-1311（内線：262.263）

水道を開始・休止するとき	 申込書が必要となりますので、お早めにご提出ください。
--------------	--

農地

問 農林課 農務係 ☎72-1311（内線：272.273）

相続により農地を取得したとき

- ・当該土地の登記事項証明書の届出の原因を証明する書面、当該土地の位置図、届出人の認印

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

補助制度

項目	手続きなど
農作物被害防止事業補助金	農地を鳥獣被害から守るための防止柵の設置経費に対する補助。事業費の1/2（上限があります。）
鳥獣被害対策実施隊員育成事業	狩猟免許取得（第1種・猟銃）にかかる経費に対する補助。有害駆除員として活動することが条件になります。上限10万円
新規就農者に対する就農支援補助金	年齢要件、所得要件等があるため担当課までご相談ください。

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

森林に関する届出

問 農林課 林務係 ☎72-1311（内線：276.277）

こんなとき	必要なもの
新たに森林を取得したとき （相続を含む） 農地・農業用施設を設備したいとき	・当該土地の登記事項証明書の届出の原因を証明する書面。当該土地の位置図 ・当該農地又は農業用施設の位置図、写真
森林を伐採するとき	・当該森林の位置図、身分証明書 ・当該森林の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書 ・接地との境界確認書類及び他法令の許認可書類（必要時）

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。

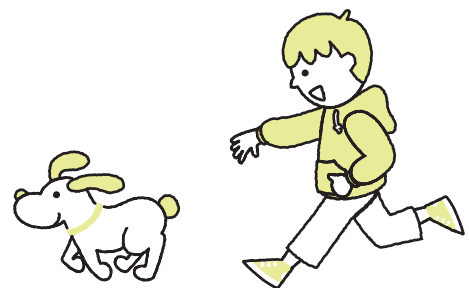
空き家

問 白川町移住・交流サポートセンター ☎80-0384

こんなとき	必要なもの	手続き
貸したい・売りたいとき	身分証明書のコピー	空き家バンク登録申込書
借りたい・買いたいとき	届出人の認印・納税していることがわかる証明書・身分証明書のコピー	空き家バンク利用申込書

支援策	対象	概要
犬・猫の不妊、去勢手術助成金	町内に住所があり、 町税を滞納していない方	飼い犬・猫の望まない妊娠、出産及び住民被害防止を目的に不妊去勢手術を助成 犬性別問わず 5,000 円 猫性別問わず 4,000 円
生ごみ処理機設置補助金	生ごみ処理機を購入する方	生ごみ処理機購入金額の半額（上限 20,000 円）を地域振興券で受けることができます。
合併浄化槽設置設備事業	住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方	5 人槽 50 万円、7 人槽 70 万円 ※これ以上の人槽も補助金の対象です。 単独処理浄化槽及び汲取り槽からの切り替え工事にも補助があります。単独槽撤去費 12 万円、汲取り槽撤去 90,000 円、宅内配管工事 30 万円

※ふれあいセンターは書類の受け取りのみ可能です。



公共施設など

※ ☎ 0574 〜発信してください。

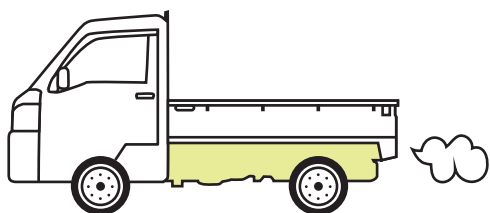
施設区分	施設名	問い合わせ先
庁舎等	白川町役場本庁舎 町民会館	☎72-1311 ☎72-2317
各地区ふれあい センター (出張所)	白川北ふれあいセンター 蘇原ふれあいセンター 黒川ふれあいセンター 佐見ふれあいセンター	☎75-2878 ☎73-1001 ☎77-1001 ☎76-2001
医療施設	白川病院 大賀医院 新田医院	☎72-2222 ☎73-1126 ☎72-1503
福祉施設	福祉センター（社会福祉協議会） 地域包括支援センター	☎72-2327 ☎74-0808
図書館	楽集館	☎74-1022
道の駅	ピアチェーレ 清流白川クオーレの里	☎75-2146 ☎72-2462
公共交通	濃飛バス コミュニティバスセンター JR 東海白川口駅	☎72-1023 ☎74-1001 ☎72-1306
スポーツ施設	スポーツリンク白川	☎72-2317
その他	東消防署 白川駐在所 黒川駐在所 蘇原駐在所 下油井駐在所 白川町商工会 森林組合 シルバー人材センター	☎72-1641 ☎72-1110 ☎77-1004 ☎73-1006 ☎75-2110 ☎72-1205 ☎72-1077 ☎72-2838

生活に身近な問い合わせ先

ガス・電気・水道・テレビ・インターネットなど

■各種お問い合わせ先

電気	中部電力ミライズ ☎0120-907-667	
ガス	白川ガス ☎72-1125 白川町三川 2164-3	
	JA めぐみの白川農機ガスセンター ☎72-1535 白川町三川 1207-1	
水道	白川町役場 建設環境課水道係 ☎72-1311	
テレビ・インターネット	中部ケーブルネットワーク（CCNet） ☎0120-441-061	
合併浄化槽	有限会社岐東衛生 ☎0574-53-2073 川辺町上川辺 390	
草刈り・ハチの巣・ 襖張替等	白川町シルバー人材センター ☎72-2838 白川町河岐 1643-1	
ガソリンスタンド (灯油配達)	JA	三川 SS (JA めぐみの) ☎72-2838 白川町三川 2028-3 佐見 SS (レギュラー、軽油のみ) ☎76-2002 白川町上佐見 2159
	コメリ ☎74-0033 白川町三川 1280-1	
	榊間石油	白川 SS ☎74-0133 白川町河岐 1627-4 美濃黒川 SS ☎77-2151 白川町黒川 209
	ぬいや商店 ☎77-1130 白川町黒川 1463-1	
リフォーム	建築組合 ☎72-1382 白川町三川 1385-1	
ハローワーク	移住・交流サポートセンター ☎80-0384 白川町三川 860	
	白川町ワークドット協同組合 ☎090-5171-5999 白川町三川 923-4	



白川町での暮らしぶり

<白川町での必須アイテム>

1. 自動車

JRやバスなどの公共交通がありますが、町内外での移動を考えると自家用車があると便利です。

冬場は路面の凍結や積雪があるのでスタッドレスタイヤも必要になります。4WDの車があるとより安心できます。

2. 草刈機

自然の中で生活する白川町では、雑草との戦いが当たり前になります。

自治会の清掃活動もあるため、草刈機やカマがあると便利です。

3. 冷暖房器具

白川町は朝晩は涼しいですが、夏の昼間は37度を超えたり、逆に冬はお昼でも5度にも満たない日があるので冷暖房器具は必須です。

4. ガス器具

白川町では都市ガスではなくプロパンガスです。都市ガスの器具は使えません。都市ガスより光熱費を多めにみておいてください。



白川町役場 企画課

〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐 715 番地

TEL 0574-72-1311 内線 233

FAX 0574-72-1317

E-mail kikaku@town.shirakawa.lg.jp

最新情報は白川町ホームページでご確認ください。

内容が変わる可能性があります。

<https://www.town.shirakawa.lg.jp>



白川町ホームページ